

# 令和8年度がんばる新農業人支援事業新規就農希望者募集要領

公益社団法人静岡県農業振興公社

## 1 事業概要

農業の担い手の高齢化や減少に対応し、新たな担い手の育成・確保を図るため、他産業から農業を志す青年等や県内の農家出身者を対象に、先進的な農業経営者等のもとで農業技術や経営ノウハウ等の技術を習得するための実践的な研修を実施する。

区分	概要	
新人材育成タイプ	地域受入型	地域受入連絡会（農業協同組合（以下「農協」という。）、市町、県、指導農家等）が、新規就農希望者に、1年間以上の実践研修や就農準備等の総合的支援を実施し、地域の担い手として育成する。
	農業法人等受入型	農業法人等が、関係機関と連携して、新規就農希望者に、1年間以上の実践研修や就農準備等の総合的支援を実施し、担い手として育成する。
後継者強化タイプ	農業法人等又は地域受入連絡会が関係機関と連携し、県内の農家出身で研修終了後に自家経営を5年以内に継承する者に、1年間以上の実践研修を実施し、親元継承の担い手として育成する。	

## 2 研修希望者の募集人数

新人材育成タイプ（新規就農希望者）及び後継者強化タイプ（農家後継者）の募集人数  
18名程度

## 3 研修希望者の募集内容

### (1) 新人材育成タイプ（地域受入型、農業法人等受入型）

#### ア 応募資格

次の（ア）～（ウ）のすべてを満たす者

- （ア）農業経営の開始時に50歳未満の者。ただし、45歳から50歳未満は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第7第3項（1）に定めのある青年等として市町長が認める場合のみとする。
- （イ）非農家又は第2種兼業農家の出身者。ただし、県外出身者は専業農家又は第1種兼業農家の出身者も対象とする。
- （ウ）就農意欲が高く、研修終了後は研修受入地域に就農できる者。

#### イ 募集期間

令和8年4月1日（水）～5月29日（金）（必着）

\*募集人数に達しない場合、2期募集を行います。

（2期募集 令和8年8月3日（月）～9月18日（金）を予定）

ウ 募集地域等

(ア) 地域受入型

※指導農家は、今年度受入予定のある方のみ掲載

募集地域	地域受入連絡会	市 町	指導農家	研修作目	募集	研修期間
富士伊豆農協伊豆の国地区管内	伊豆の国地域受入連絡会	伊豆の国市	梅原 広隆氏	イチゴ	1人	1年
			佐々木 毅氏	イチゴ	2人	1年
			高橋 純哉氏	ミニトマト	2人	1年
			(株)ラファーム	ミニトマト	1人	1年
富士伊豆農協なんすん地区管内	なんすん地域受入連絡会	沼津市	海瀬 元浩氏	ミカン	2人	1年
しみず農協管内	JAしみず地域受入連絡会	静岡市	川村 研史氏	中玉トマト・枝豆	1人	1年
静岡市農協管内	JA静岡市地域受入連絡会	静岡市	藤田 克巳氏	ジネンジョ	2人	1年
大井川農協管内	大井川地域受入連絡会	藤枝市	杉村 金光氏	ミカン	1人	1年
		藤枝市	青木 重徳氏	レタス・枝豆	1人	1年
		島田市	今村 每春氏	レタス・枝豆	1人	1年
		焼津市	松田 肇氏	イチゴ	2人	1年
		焼津市	加藤 光輝氏	イチゴ	2人	1年
		焼津市	アグリネクスト(株)	イチゴ	2人	1年
ハイナン農協管内	榛南地域受入連絡会	牧之原市	鈴木 孝文氏	イチゴ	2人	1年
			(株)畠農宝	イチゴ	2人	1年
			木下 和義氏	ミカン	1人	1年
掛川市農協管内	新規就農者養成掛川地域受入連絡会	掛川市	藤原 周秀氏	イチゴ	1人	1年
遠州夢咲農協管内	新規就農者養成遠州夢咲地域連絡会	掛川市	渡辺 守男氏	トマト	2人	1年
			水野 徹氏	イチゴ	2人	1年
遠州中央農協管内	新規就農者遠州中央地域受入連絡会	袋井市	鈴木 信昭氏	イチゴ	1人	1年
		袋井市	(株)N's farm	イチゴ	1人	1年
		磐田市	合同会社農業屋	トマト	1人	1年
とびあ浜松農協管内	JAとびあ浜松新規就農受入連絡会	浜松市	名倉 利幸氏	ミカン	1人	1年又は2年
			(株)なぐら農園	ミカン	1人	1年又は2年
			川合 秀明氏	ミカン	1人	1年又は2年
			樽井 徹氏	ミカン	1人	1年又は2年
			内山 哲也氏	ミカン	1人	1年又は2年

(イ) 農業法人等受入型

農業法人等	市 町	研修作目	募集	研修期間
大塚ぶどう園	静岡市	ブドウ	1人	2年
(株)おやさい	牧之原市、藤枝市、 焼津市、富士宮市	青ネギ	1人	1年
(株)日下農園	浜松市	ミカン、ブルーベリー	1人	1年又は2年
(有)三ヶ日グリーンファーム	浜松市	柑橘	2人	2年

エ 応募方法

(ア) 応募書類

- ・がんばる新農業人支援事業研修希望申請書（様式第1号）
- ・履歴書（様式第2号 市販のものでも可） \*履歴書には、写真を必ず添付する

(イ) 提出先

- ・県内居住者 最寄りの農林事務所（生産振興課（賀茂農林事務所は企画経営課））
- ・県外居住者 公益社団法人静岡県農業振興公社

(ウ) 提出方法

(イ) の提出先に持参、郵送（募集期間内必着）又はメールにて提出

オ 面接選考準備セミナー

- ・期日 令和8年6月13日（土）
- ・方法 オンライン（Zoomを使用）
  - \* 1 詳細は、申請者に対して、別途御案内します。
  - \* 2 先輩新規就農者の体験談を聞いていただきます。
  - \* 3 申請者は、原則参加してください。

カ 面接選考会

- ・期日 令和8年7月4日（土）（予備日7月5日（日））
- ・場所 各農林事務所の管内
  - \* 1 当日の日程については、申請者に面接選考準備セミナー終了後、御案内します。
  - \* 2 御夫婦での面接も可能です。
  - \* 3 面接は、指導農家毎に行います。

ク 研修希望先

(ア) 地域受入型

- ・申請時に、研修希望地域及び作目を伺います。
- ・面接選考準備セミナー終了後、3(1)カの面接を受ける研修先の指導農家1名（同一の地域受入連絡会・研修作目においては、第3希望まで併願可能）を確認します。ここで希望した研修先の指導農家のみ面接を実施しますので、希望の無い研修先は記入しないでください。

(イ) 農業法人等受入型

研修受入先の農業法人等と新規就農希望者との調整により決定します。

ケ 研修の実施

研修は、事前研修と実践研修です。

(ア) 事前研修

- ・事前研修は、2ヶ月間以内とし、農業に対する適性或意志の確認を行います。

- ・面接選考会で選ばれた新規就農希望者は、地域受入連絡会又は農業法人等と事前研修の開始について打合せを行い、新規就農希望者、地域受入連絡会又は農業法人等の合意のもとで事前研修を開始します。
- ・事前研修は遅くとも令和9年2月までには入るようにしてください。

(イ) 実践研修

- ・事前研修終了後に、新規就農希望者と地域受入連絡会又は農業法人等の合意のもとで、研修契約を締結し、1年間以上の実践研修を開始します。
- ・研修が研修契約で定めた期間を超える場合には、その超える期間については自主研修とし、新規就農希望者と地域受入連絡会又は農業法人等との話し合いで決めるものとします。
- ・研修期間中であっても、新規就農希望者本人の研修態度・意欲・将来性等に問題があると判断される場合には、研修を中止することがあります。

(ウ) 傷害保険加入について

傷害保険は、原則として事前研修開始から加入してください。

コ 住居

住居は基本的には新規就農希望者自ら研修可能地域内に確保してください。市町や農協等から地域情報や探し方について、アドバイスをすることができます。

サ 就農開始

(ア) 就農時期

作物の作付時期、就農計画認定、農地の状況（農地確保や施設建設）等により就農時期は異なりますが、実践研修終了後、原則として研修受入地域内等に1年以内に就農してください。

(イ) 資金

- ・農業用機械の整備やビニールハウスの建設等独立就農するための資金が必要です。
- ・多くの新規就農者は農業経営を開始する際に必要な機械、施設又は資材購入等に青年等就農資金(無利子)を借りますが、ある程度の自己資金は必要となります。
- ・青年等就農資金を借りるには、その前に認定新規就農者になる必要があります。認定新規就農者及び資金の借入の手続きは、それぞれ審査が行われます。

(ウ) 農地

地域受入連絡会（農協、市町、県農林事務所、指導農家等で構成）又は農業法人等から情報提供などの支援により確保します。

(エ) 地域受入連絡会・農業法人等による支援活動

地域受入連絡会及び農業法人等は、技術・経営等の指導・相談、就農計画の作成指導、農地等の情報提供などを支援します。

(2) 後継者強化タイプ

ア 応募資格

次の(ア)～(ウ)すべてを満たす者

- (ア) 農業経営の開始時に50歳未満の者。ただし、45歳から50歳未満は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第7第3項(1)に定めのある青年等として市町長が認める場合のみ。
- (イ) 他産業に従事したことのある県内の農家出身者。

- (ウ) 研修終了後は自家経営を5年以内に継承すること。
- (エ) 地域受入連絡会での研修を希望する場合、継承を予定している自家経営が、研修を希望する地域受入連絡会構成員が所属する農業協同組合の生産部会員であること。

#### イ 募集期間

令和8年4月1日(水)～5月29日(金) (必着)

\*受入可能人数に達しない場合、2期募集を行います。

(2期募集 令和8年8月3日(月)～9月18日(金)を予定)

#### ウ 応募方法

##### (ア) 応募書類

- ・がんばる新農業人支援事業研修希望申請書(様式第1号)
- ・履歴書(様式第2号 市販のものでも可) \*履歴書には、写真を必ず添付する

##### (イ) 提出先

- ・最寄りの農林事務所(生産振興課(賀茂農林事務所は企画経営課))

##### (ウ) 提出方法

(イ)の提出先に持参、郵送(募集期間内必着)又はメールにて提出

#### エ 事前調整及び現地説明会

- ・研修希望申請者(農家後継者)に対し、公社は随時、県農林事務所と連携して、研修希望内容等のヒアリングを行い、研修実施の可否を判断した後、研修受入が可能と判断される農業法人等又は地域受入連絡会に対して研修受入を打診します。
- ・また、研修受入を事前調整した農業法人等又は地域受入連絡会と県農林事務所、市町等関係者により、申請者に対して現地説明会を随時行います(期限7月4日(土))。

#### オ 面接選考

- ・農業法人等又は地域受入連絡会と県農林事務所、市町等関係者により、申請者に対して、随時、面接を実施し、研修対象者として、ふさわしいか判断を行った上、研修受入の決定をします。面接は必要に応じ農協等の関係機関、団体が参加します。

#### キ 研修場所

研修受入先の農業法人等又は地域受入連絡会と農家後継者との調整により決定します。

#### ク 研修の実施

研修は、事前研修と実践研修です。

##### (ア) 事前研修

農業法人等又は地域受入連絡会は農家後継者に対し、本研修前に必要に応じて事前研修(2ヶ月間以内)を行い、農業に対する適性や意志を確認します。

##### (イ) 実践研修

- ・農家後継者と農業法人等又は地域受入連絡会が、実践研修に合意した場合に研修契約を締結し、1年間以上の実践研修を行います。
- ・研修があらかじめ定めた期間を超える場合には、その超える期間については自主研修とし、農家後継者と農業法人等又は地域受入連絡会との話し合いで決めるものとします。
- ・研修期間中であっても、農家後継者本人の研修態度・意欲・将来性等に問題があると判断される場合には、研修を中止することがあります。

##### (ウ) 傷害保険加入

傷害保険は、原則として事前研修開始から加入してください。

#### コ 住居

住居は基本的には農家後継者自ら研修可能地域内に確保してください。市町や農協等から地域情報や探し方について、アドバイスを得ることができます。

#### サ 就農開始

##### (ア) 就農時期

研修終了後は自家経営において、原則として研修で得られた知識、経験を活かして、5年以内に経営継承をしていただきます。

##### (イ) 資金

就農開始時には、青年等就農資金を借りることが可能です。農業経営を開始する際に必要な機械、施設又は資材購入等に使うことができます。

資金を借りるには、その前に認定新規就農者になる必要があります。認定新規就農者及び資金借入の手続きは、審査が行われます。

##### (ウ) 農地

就農にあたり、農業法人等又は地域受入連絡会から情報提供などの支援により、農地を確保します。

#### 4 相談窓口、応募書類提出先

##### (1) 静岡県外に居住している方

(公社) 静岡県農業振興公社 〒420-0021 静岡市葵区茶町 2-8-1 銀行会館内  
TEL 054-250-8991 メール soudan@shizuoka-nk.or.jp

##### (2) 静岡県内に居住している方

賀茂農林事務所（企画経営課）	〒415-0016 下田市中 531-1	TEL 0558-24-2076
メール	kamonou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp	
東部農林事務所（生産振興課）	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3	TEL 055-920-2158
メール	tounou-seisan@pref.shizuoka.lg.jp	
富士農林事務所（生産振興課）	〒416-0906 富士市本市場 441-1	TEL 0545-65-2194
メール	fuji-seisan@pref.shizuoka.lg.jp	
中部農林事務所（生産振興課）	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	TEL 054-286-9020
メール	AFO-chubu-seisan@pref.shizuoka.lg.jp	
志太榛原農林事務所（生産振興課）	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	TEL 054-644-9214
メール	AFO-shidahai-seisan@pref.shizuoka.lg.jp	
中遠農林事務所（生産振興課）	〒438-8558 磐田市見付 3599-4	TEL 0538-37-2269
メール	nourin-chuen-seisan@pref.shizuoka.lg.jp	
西部農林事務所（生産振興課）	〒430-0929 浜松市中区中央 1-12-1	TEL 053-458-7212
メール	seinou-seisan@pref.shizuoka.lg.jp	

#### 5 連絡先（事務局）

〒420-0021 静岡市葵区茶町 2-8-1 銀行会館内  
公益社団法人静岡県農業振興公社 担当：三好  
TEL：054-250-8991、FAX：054-250-8993  
E-mail：soudan@shizuoka-nk.or.jp

様式第1号

がんばる新農業人支援事業研修希望申請書

公益社団法人静岡県農業振興公社 様		申請日	令和 年 月 日			
氏名	(ふりがな)		研修タイプ	<input type="checkbox"/> 新人材育成タイプ (地域受入型) <input type="checkbox"/> 新人材育成タイプ (農業法人等受入型) <input type="checkbox"/> 後継者強化タイプ		
	就農相談 ※直近を記載			現地訪問 ※直近を記載		
就農準備	日付	令和 年 月 日	日付	令和 年 月 日		
	場所		場所			
	対応機関 (対応者)		指導農家 対応機関			
家族構成	配偶者の有無	有・無		免許 資格	普通運転免許	有・無
	子供	人			その他	
	他の扶養家族	人				
最終職歴	勤務先	勤務先の業種	具体的な職務内容			
技能	アピールポイント等を記入					
住宅	研修中の移動手段、住宅の予定について記入					
就農条件等	農地所有の有無	有・無 (有の場合) 所在地:		面積:	a 地目:	
	農業経験の有無	有・無	農業に使える預貯金等の額	万円		
	住宅ローン等 借入金の有無	有・無 (有の場合)		万円		
	自立就農を希望する理由					
	目標とする農業 経営の具体的内容					
	新人材育成タイプ	研修希望する地域及び作目・指導農家とその理由				
		地域受入連絡会 (地域受入型のみ)	研修品目	指導農家 (希望がある場合のみ)		
				第1希望		
				第2希望		
		上記研修先を希望する理由				
後継者強化タイプ	親等の経営概要等					
	経営体名	(代表者)			歳	
	所在市町 ( )、所属組織 (JA 部会等) ( )					
	主たる事業・規模 (作目名・面積)					
	経営継承時期					

注) ここに記載した情報は、今回、面接を行う地域受入連絡会の構成員(農協・指導農家・市町・静岡県)又は農業法人等・市町・農協・静岡県に提供することを御承知ください。

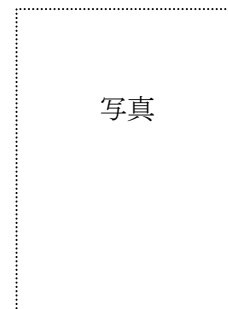
様式第2号

履 歴 書

(令和 年 月 日)

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_



生年月日 昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)

〒

現住所 \_\_\_\_\_

電話 ( ) - \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

現住所以外

の連絡先 (緊急連絡先) \_\_\_\_\_ 電話 ( ) - \_\_\_\_\_

現在の勤務先等

名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

< 学 歴 >

年 月 日 ( ) 中学校卒業

年 月 日 ( ) 入学

年 月 日 ( ) 卒業

年 月 日 ( ) 入学

年 月 日 ( ) 卒業

年 月 日 ( )

年 月 日 ( )

< 職 歴 >

年 月 日より [ 勤務先名 所在地 ]  
年 月 日まで

年 月 日より [ 勤務先名 所在地 ]  
年 月 日まで

年 月 日より [ 勤務先名 所在地 ]  
年 月 日まで

注)市販の履歴書でも可。ただし、写真を添付すること。